



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局 Press Release

報道関係者 各位

令和6年11月29日
栃木労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 幸田 和則
健康安全係長 岡田 大和
(電話) 028-634-9117

死亡災害防止に向けた緊急要請を実施

—令和6年9月から11月までに死亡災害が急増—

栃木労働局（局長 ^{かわぐち} 川口 ^{ひでと} 秀人）は、栃木県内における死亡災害が令和6年9月から11月までの約3か月という短期間に9件の死亡災害が発生していることを受け、死亡災害防止に向けた緊急要請を行いました（別紙1参照）。

また、以下の関係団体を対象とした緊急要請文書の交付式を開催します。

栃木労働局は死亡災害の撲滅に向けて、「年末年始無災害運動実施要綱」の取組の実施に加え、以下の取組の実施を事業者や関係団体等に対して、あらゆる機会を捉えて周知を行っていきます。

1 緊急要請文書の交付式

(1) 日時

令和6年12月10日（火） 午後2時30分から

(2) 場所

宇都宮第2地方合同庁舎 4階局長室（宇都宮市明保野町1-4）

(3) 対象団体

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部

2 取組事項

(1) 経営トップによる安全衛生活動の総点検

(2) 作業安全マニュアルの整備・見直し

(3) 交通事故防止対策の徹底

3 死亡災害発生状況のポイント

(1) 令和6年11月27日時点で16件の死亡災害が発生しているが、このうち、9件については、9月から11月までの3か月間という短期間に発生したものである（別紙2参照）。

- (2) 令和6年に発生した死亡災害の業種別内訳は、陸上貨物運送業で5件、清掃・と畜業で4件、製造業で3件、建設業で2件、林業及び商業で各1件となっている。
- (3) 令和6年に発生した死亡災害の事故の型別内訳は、「墜落・転落」によるものが7件、「はさまれ・巻き込まれ」及び「飛来・落下」によるものが各2件、「転倒」、「激突され」、「交通事故（道路）」、「高温・低温物との接触（熱中症）」及び「感電」で各1件となっている（別紙3参照）。
- (4) 事故の型別で最も多く発生している「墜落・転落」による死亡災害に対応するため、リーフレット「墜落・転落による死亡災害が多発しています！！」を作成した（別紙4参照）。

【別途要請を行った関係団体】

- 1 建設業労働災害防止協会 栃木県支部
- 2 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部
- 3 一般社団法人日本ボイラ協会 栃木県支部
- 4 公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 栃木事務所
- 5 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 栃木県支部
- 6 公益社団法人日本作業環境測定協会北関東支部栃木分会
- 7 日本労働組合総連合会 栃木県連合会
- 8 一般社団法人栃木県建設業協会
- 9 栃木県建設業協同組合連合会
- 10 栃木県建設産業団体連合会
- 11 建設連合栃木県建設組合
- 12 一般社団法人栃木県設備業協会
- 13 一般社団法人栃木県造園建設業協会
- 14 一般社団法人栃木県舗装協会
- 15 一般社団法人栃木県解体工事業協会
- 16 一般社団法人日本型枠工事業協会 栃木支部
- 17 一般社団法人栃木県鉄構工業会
- 18 栃木県法面保護施設業協会
- 19 栃木県管工事業協同組合連合会
- 20 栃木県クレーン建設業協同組合
- 21 栃木県左官業協同組合
- 22 栃木県板金工業組合
- 23 栃木県瓦工事業組合連合会
- 24 栃木県塗装業組合
- 25 一般社団法人栃木県経営者協会
- 26 一般社団法人栃木県商工会議所連合会
- 27 栃木県商工会連合会
- 28 栃木県中小企業団体中央会

- 29 栃木県社会福祉法人経営者協議会
- 30 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会栃木支部
- 31 独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター
- 32 栃木県社会保険労務士会
- 33 一般社団法人栃木県労働基準協会連合会
- 34 一般社団法人宇都宮労働基準協会
- 35 一般社団法人足利労働基準協会
- 36 一般社団法人栃木労働基準協会
- 37 一般社団法人佐野労働基準協会
- 38 一般社団法人鹿沼労働基準協会
- 39 一般社団法人塩那労働基準協会
- 40 日光労働基準協会
- 41 一般社団法人真岡労働基準協会

栃労発基1127第6号
令和6年11月27日

別記関係団体の長 殿

栃木労働局長

死亡労働災害防止に向けた緊急要請について

労働者の安全と健康の確保につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

栃木労働局では、令和5年度から5年間で死亡災害5%以上の減少を目標とする「栃木労働局第14次労働災害防止計画」を策定し、労働災害防止対策の強化を図ってきたところですが、令和6年11月27日現在の速報値において、令和6年9月から11月までの約3か月という短期間に9人もの尊い命が失われている現状にあり、極めて憂慮すべきものです。

令和6年に発生した死亡災害の内訳は、陸上貨物運送業で5人、清掃・と畜業で4人、製造業で3人、建設業で2人、林業及び商業で各1人となっています。

いかなる情勢下にあっても、死亡災害はあってはならないものです。

このような状況を捉え、栃木労働局においては、これ以上尊い生命が失われることのないよう、栃木県内すべての事業場に対し、下記を取組を通して労働災害の防止を呼び掛けることとしました。あわせて、死亡災害で最も多く発生している「墜落・転落」による災害防止のため、別紙「墜落・転落による死亡災害が多発しています！！」を作成しました。貴会におかれましても、会員事業場への周知及び指導並びに自主的な安全衛生活動の実施について、特段の御配慮をいただきたく要請いたします。

記

- 1 経営トップが職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること（安全衛生活動には安全パトロールのほか、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動、危険予知活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどがある）。
- 2 機械の点検や不具合の解消等の非定常作業に係る安全作業マニュアルを整備す

ること。

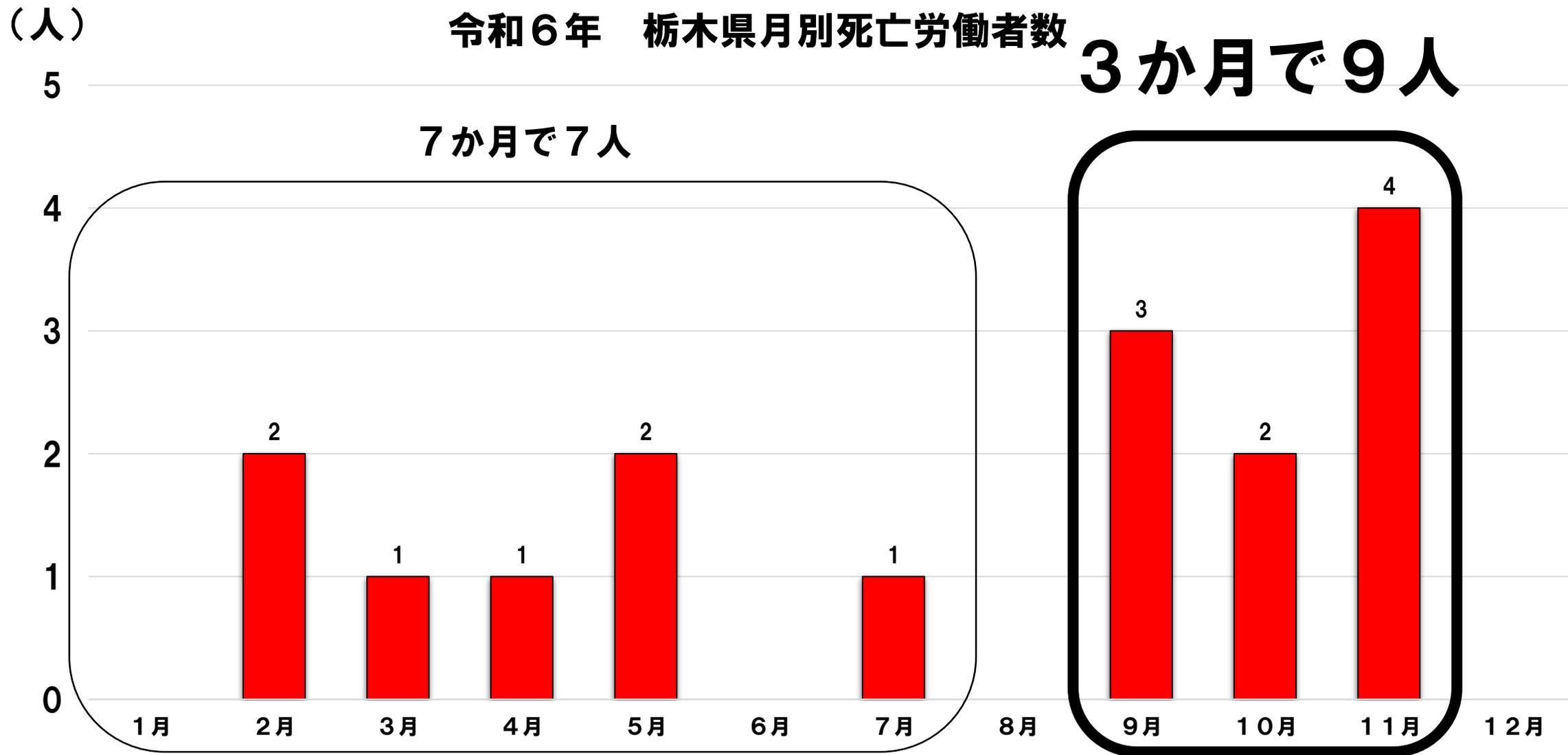
すでに安全作業マニュアルがある場合、面倒な作業手順の省略や危険視、慣れなどのヒューマンエラーに有効なものとなっているか当該マニュアルの見直しを行うこと。

- 3 スタッドレスタイヤへの早期の履き替え、余裕をもった出発の心掛け、適正な車間距離の確保など、冬季の積雪・凍結による交通事故防止対策を徹底すること。

令和6年 栃木県月別死亡労働者数

3か月で9人

7か月で7人



令和6年 栃木県内における死亡労働災害発生状況

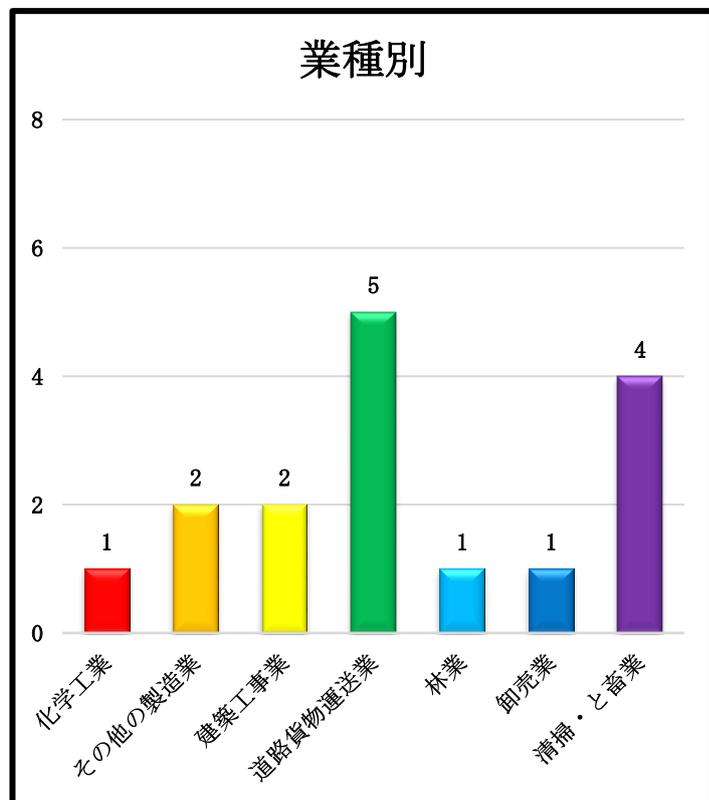
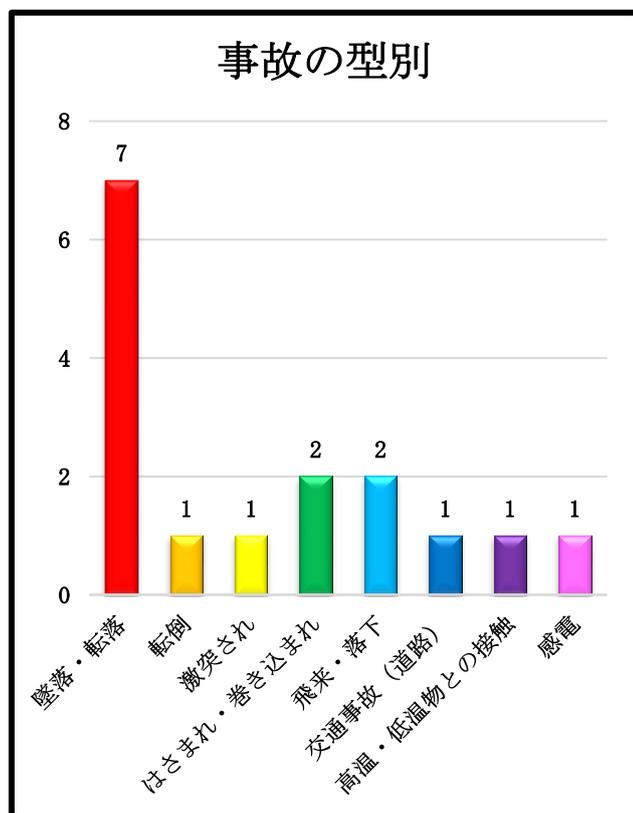
別紙3

令和6年11月27日現在

栃木労働局

| 番号 | 発生年月 | 事故の型 | 業種 | 災害の概要 |
|----|--------|----------------|-----------------|--|
| | 時間帯 | 起因物 | 事業場規模 | |
| 1 | 令和6年2月 | 墜落、転落 | その他の建築工 事業 | 私宅敷地内に併設された納屋において、当該納屋のスレート屋根上で、踏み抜き防止措置を講じぬまま当該スレート屋根の補強屋根葺きをしていたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、死亡したものの。 |
| | 14～15時 | 屋根、はり、もや、けた、合掌 | 1～9人 | |
| 2 | 令和6年2月 | はさまれ、巻き込まれ | 産業廃棄物処理業 | 被災者の同僚がインカムを用いて、被災者らに対し、コンベア作業の試運転開始の合図を行い、試運転を開始した数分後、何らかの理由で被災者が当該コンベアに巻き込まれて死亡したものの。 |
| | 6～7時 | コンベア | 20～29人 | |
| 3 | 令和6年3月 | 墜落、転落 | と畜業 | 家畜の糞尿等を微生物分解するための浄化槽において、上部に設けられているマンホールを開けて水位を確認しようとしたところ、槽内に墜落し、死亡したものの。 |
| | 9～10時 | 建築物、構築物 | 150～199人 | |
| 4 | 令和6年4月 | 飛来、落下 | 特定貨物自動車 運送業 | 高層ビル向け鉄骨梁材(長さ約12m・高さ約1m・重さ約4.0t)をトレーラートラックの荷台に橋形クレーンを使用し積み込み、荷台上で被災者が吊り具を外し荷台への固定作業の準備をしていたところ、被災者に向かって梁材が倒れてきたため地上に飛び降りたものの、被災者が当該梁材の下敷きとなり死亡したものの。 |
| | 9～10時 | 荷姿の物 | 10～19人 | |
| 5 | 令和6年5月 | 墜落、転落 | クリーニング業 | 設備の不具合を把握したため、吹き抜けとなっている2階部に設置された作業床(高さ:約4.5m)を用いて復旧対応中、何らかの理由により作業床から落下し、床面に頭部を強打して死亡したものの。 |
| | 8～9時 | 作業床、歩み板 | 100～149人 | |
| 6 | 令和6年5月 | 交通事故(道路) | 一般貨物自動車 運送業 | 荷物の運搬を終え、帰社するためトラックで高速道路を走行中、渋滞最後尾で徐行運転を行っていたトラックに高速走行のまま追突し、死亡したものの。 |
| | 14～15時 | トラック | 10～19人 | |
| 7 | 令和6年7月 | 墜落、転落 | 一般貨物自動車 運送業 | 砕石ストック場にてダンプ横で脚立に乗り、荷台に向けて放水していたところ、バランスを崩して脚立から転落し、頭部を強打して死亡したものの。 |
| | 14～15時 | はしご等 | 1～9人 | |
| 8 | 令和6年9月 | 感電 | プラスチック製品 製造業 | プラスチック破砕機の上部のぞき窓のLEDランプが切れたため、ランプの点検作業を行っていたところ感電し、死亡したものの。 |
| | 16～17時 | 混合機、粉砕機 | 20～29人 | |
| 9 | 令和6年9月 | 高温・低温物との接触 | 一般貨物自動車 運送業 | トラックの荷積みをしている間に熱中症を併発し、飲料水の逆流及び気管・気管支内への流入により窒息を併発し、死亡したものの。 |
| | 14～15時 | 高温・低温環境 | 30～39人 | |
| 10 | 令和6年9月 | 墜落、転落 | その他の製造業 -その他 | 肥料の原料となるピートモスをミキサーに投入する作業を行っていたところ、開口部から転落し、スクルーに巻き込まれ死亡したものの。 |
| | 14～15時 | 混合機、粉砕機 | 1～9人 | |

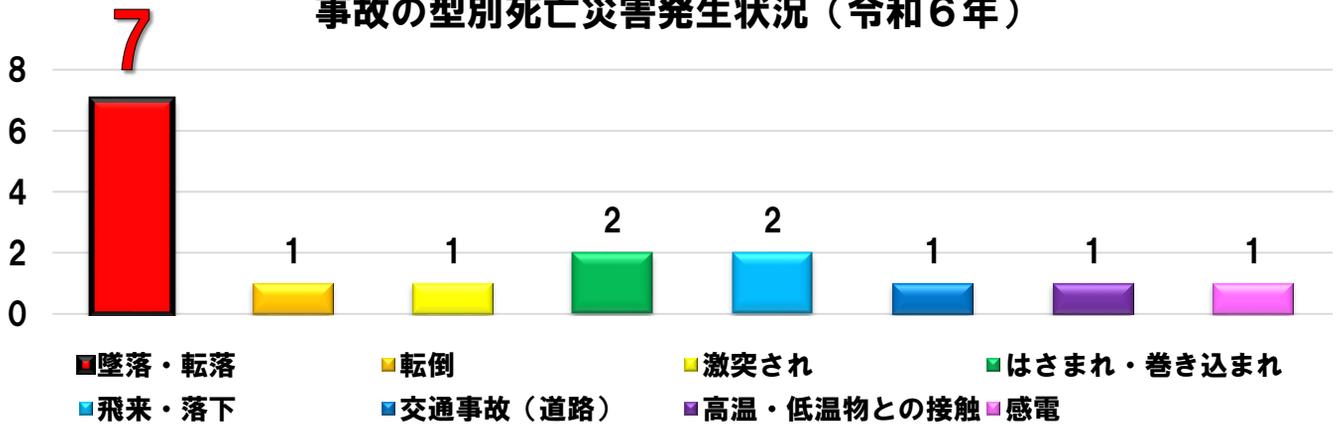
| 番号 | 発生年月 | 事故の型 | 業種 | 災害の概要 |
|----|---------|----------------|------------|---|
| | 時間帯 | 起因物 | 事業場規模 | |
| 11 | 令和6年10月 | 飛来、落下 | その他の卸売業 | 製造設備の解体を行うため、設備内部で作業を行っていたところ、突然留め金が外れて天板が被災者に落下して死亡したものの。 |
| | 14～15時 | その他の一般動力機械 | 10～19人 | |
| 12 | 令和6年10月 | 墜落、転落 | その他の建築工事業 | 雑居ビル屋上に設置された階段室の屋根上に防水シート施工を行っていたところ、何らかの理由により高さ約15mの端部から地面に墜落して死亡したものの。 |
| | 16～17時 | 屋根、はり、もや、けた、合掌 | 1～9人 | |
| 13 | 令和6年11月 | 激突され | その他の林業 | 同僚と共に山林でチェーンソーを使用して皆伐作業を行っていた際、傾斜面に生えた杉の木を伐倒した後、伐倒木から退避しようとしたところ、伐倒木と藤の木の蔓で絡まっていた檜の枯木が倒れてきて、被災者に激突し、斜面と枯木の間に腹部を挟まれ、死亡したものの。 |
| | 14～15時 | 立木等 | 1～9人 | |
| 14 | 令和6年11月 | はさまれ、巻き込まれ | 産業廃棄物処理業 | 灰固化ブロック製造設備の運転業務に従事しているところ、製品を送るチェーンコンベアのフレームと成型されたブロックが載ったパレットに腹部が挟まれて死亡したものの。 |
| | 9～10時 | コンベア | 20～29人 | |
| 15 | 令和6年11月 | 墜落、転落 | その他の清掃・と畜業 | 流量調整槽の清掃作業をしていたところ、調整槽上部(高さ約6m)に設けられた開口部(600mm×1700mm)から槽内部に墜落して死亡したものの。 |
| | 14～15時 | 開口部 | 30～39人 | |
| 16 | 令和6年11月 | 転倒 | 一般貨物自動車運送業 | 建具用のベニヤ板30枚(総重量約150kg)をロールボックスパレットに載せて運搬していたところ、何らかの原因で荷とともに転倒し、頭部をコンクリート床に打ち付けて死亡したものの。 |
| | 14～15時 | 荷姿の物 | 1～9人 | |



墜落・転落による死亡災害が多発しています！！

栃木県内の令和6年11月27日時点の労働災害による死亡者数は、16人となっております
特に、9月から11月までの約3か月という短期間に9人の死亡災害が発生しています

事故の型別死亡災害発生状況（令和6年）



墜落・転落による死亡災害が最も多く、対策が必要です

～墜落・転落による死亡災害事例～



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|-----------|----|---|
| 2月 | その他の建築工事業 | 60 | 踏み抜き防止措置を講じぬままスレート屋根の補強屋根葺きをしていたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、死亡したもの。 |

| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|----------|----|---|
| 3月 | 産業廃棄物処理業 | 50 | 糞尿等を微生物分解するため 糞槽において、マンホールを開けて水位を確認しようとしたところ、槽内に墜落し、死亡したもの。 |



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|---------|----|--|
| 5月 | クリーニング業 | 30 | 吹き抜けとなっている2階部に設置された作業床を用いて復旧対応中、作業床から落下し、床面に頭部を強打して死亡したもの。 |

| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|------------|----|--|
| 7月 | 一般貨物自動車運送業 | 70 | ダンプ横で脚立に乗り、荷台に向けて放水していたところ、バランスを崩して脚立から転落し、頭部を強打して死亡したもの |



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|-------------|----|--|
| 9月 | その他の製造業—その他 | 60 | 肥料の原料となるピートモスをミキサーに投入す作業を行っていたところ、開口部から転落し、スクリーンに巻き込まれ死亡したもの |

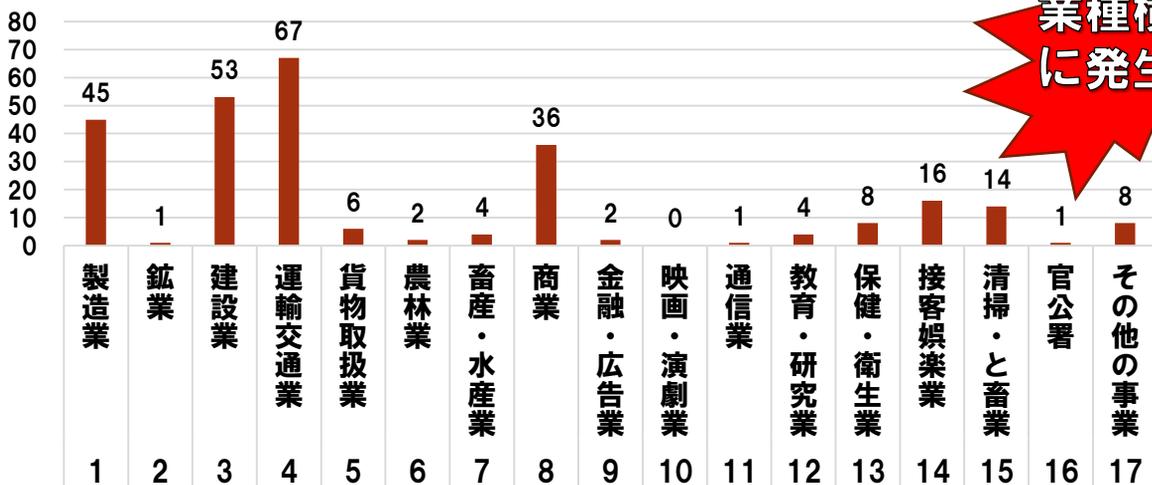
| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|-----------|----|--|
| 10月 | その他の建築工事業 | 20 | 雑居ビル屋上に設置された階段室の屋根上に防水シート施工を行っていたところ、端部から地面に墜落して死亡したもの |



| 発生月 | 業種 | 年代 | 概要 |
|-----|------------|----|---|
| 11月 | その他の清掃・と畜業 | 70 | 排水処理施設の清掃作業中、調整槽上部に設けられた開口部から槽内部に墜落して死亡したもの |

～死傷者数でみた墜落・転落の発生状況～

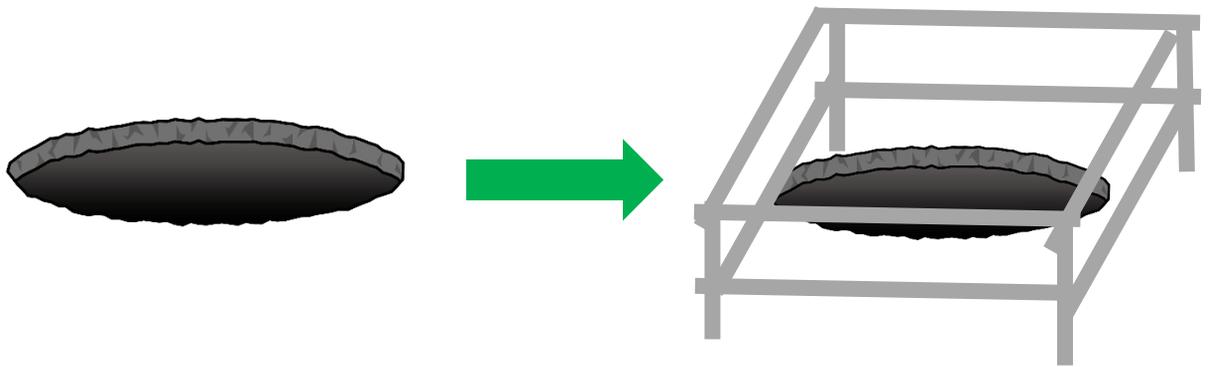
令和6年 業種別にみた墜落・転落の発生状況（10月末時点）



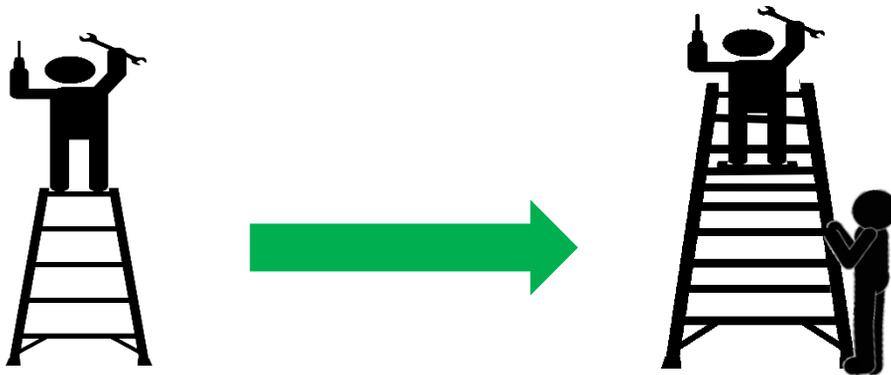
業種横断的に発生！！

墜落・転落にはこんな対策が必要です！！

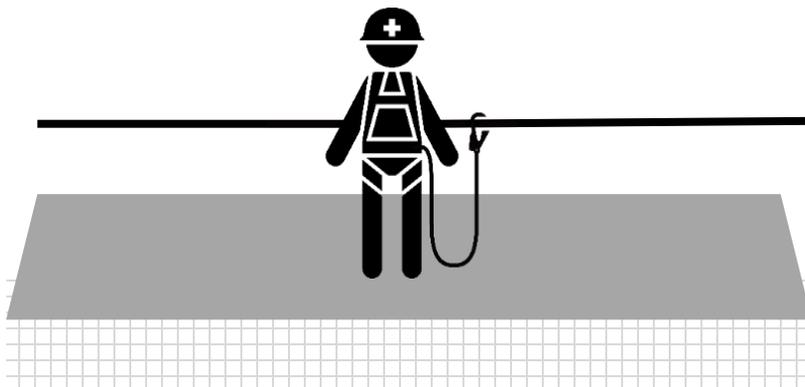
作業床、手すり、囲いを設ける！！



脚立の天板は使用しない！！一人作業はしない！！



**作業床、手すり、囲いが設けられなければ
墜落制止用器具の使用と歩み板・防網の設置！！**



死亡災害はあってはならないものです

以下の取組をお願いします

経営トップによる安全衛生活動の総点検

安全パトロール、4S活動、危険予知活動、危険の見える化、ヒヤリ・ハット対策、リスクアセスメントなどを行う

作業安全マニュアルの整備・見直し

機械の点検や不具合の解消等の非定常作業に係る安全作業マニュアルがヒューマンエラーに有効なものか見直し、なければ新たに整備する

交通事故防止対策の徹底

スタッドレスタイヤへの早期の履き替え、余裕をもった出発の心掛け、適正な車間距離の確保などを行う



栃 木 労 働 局